

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

■対象となる派遣労働者の範囲

- ①情報処理・通信技術者のうち、システム設計技術者、ソフトウェア開発技術者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者及びその他の情報処理技術者等
- ②一般事務員のうち、総務事務員、人事事務員、企画・調査事務員、受付・案内事務員、秘書、電話応接事務員、総合事務員、医療・介護事務員及びその他の一般事務の職業
- ③会計事務員のうち、現金出納事務員、銀行等窓口事務員、経理事務員及びその他の会計事務の職業
- ④営業の職業のうち、飲食料品販売営業員、化学品販売営業員、医薬品営業員、通信・情報システム営業員、金融・保険営業員、不動産営業員及びその他の営業の職業
- ⑤介護サービスの職業のうち、施設介護員及び訪問介護職
- ⑥飲食物調理の職業のうち、調理人
- ⑦接客・給仕の職業のうち飲食店主・店長、旅館・ホテル支配人、旅館・ホテル・乗物接客員の職業
- ⑧居住施設・ビルの管理の職業のうち、ビル管理人及びその他の居住施設等の管理の職業
- ⑨その他のサービスのうち、添乗員、観光案内人、広告宣伝人
- ⑩運搬の職業のうち、倉庫作業員
- ⑪清掃の職業のうち、ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング作業員、道路・公園清掃員、ごみ収集・し尿汲取作業員、産業廃棄物収集作業員及びその他の清掃の職業

有効期間の終期 (令和 4 年 3 月 31 日)